

議員案第49号

保育士配置の最低基準の引上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年12月7日提出

小金井市議会議員

水 谷 たかこ
鈴 木 成 夫
高 木 章 成
片 山 かおる
森 戸 よう子

保育士配置の最低基準の引上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書

2022年の出生数は約77万人で、統計を取り始めた1899年以降、初めて80万人を割り、過去最少の水準となった。この背景のひとつに、仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れ、子どもの権利を守る制度の不備など、乳幼児期の保育環境や制度の問題があげられている。

日本の保育所の職員配置の最低基準は、戦後からほとんど変わっておらず、1歳～2歳児は半世紀以上、4歳～5歳児は1948年に基準が定められてから一度も見直されていない。

世界的に見ても低い基準は厳しい労働条件に直結し、子どもが亡くなる痛ましい事故や保育士による事件の遠因になっているという指摘もある。

本年4月に発足した、こども家庭庁の予算に、4歳～5歳児の配置を30対1から25対1にするための補助が盛り込まれたが、対象となる施設は定員121人以上で保育士の平均勤続年数12年以上が条件で、当てはまる施設は全保育所のわずか4%しかない。

O E C D調査によると、2017年の子ども・子育て支援に関する公的支出は、日本がG D P比1.79%で平均(2.34%)以下であり、出生率を引き上げたフランス(3.6%)や英国(3.23%)の半分程度にすぎない。

岸田首相は年頭の会見で「異次元の少子化対策」を実現させると宣言し、子ども・子育て予算の倍増を目指すとしている。しかし、2023年度のこども家庭庁の予算は4兆8,104億円で、2022年度に厚生労働省や内閣府が計上した関連予算と比べて2.6%の増額にとどまっている。

公的支出のG D P比が低い国ほど出生率が低いと言われており、劣悪な保育士配置の最低基準を引き上げるためにも、保育予算の大幅な増額が必要である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、保育士配置の最低基準の引上げと保育予算の大幅な増額を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮下 誠

内閣総理大臣様
財務大臣様
厚生労働大臣様
内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策)様

議員案第50号

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版D B S）の充実を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年12月14日提出

小金井市議会議員

水 谷 たかこ
安 田 けいこ
坂 井 えつ子
水 上 洋 志
高 木 章 成

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の充実を求める意見書

性暴力は「魂の殺人」とも言われるよう、被害者の尊厳を踏みにじり生涯にわたって深刻なダメージを与える、極めて悪質な犯罪行為である。中でも子どもに対する「グルーミング」と呼ばれる性加害は、圧倒的不均衡な力関係を利用し、性的知識の未熟さに付け込んで行われるもので、断じて許されない。子どもは自らの身に起こったことを理解できず、犯罪だと認識するまでに長期間を要することは珍しくない。犯罪行為が表面化しづらく加害者は犯罪を繰り返す傾向にあるため、事件を未然に防ぐ仕組みづくりが急務である。

政府は「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を踏まえ、有識者会議を設け、教育・保育施設等や子どもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組みである「日本版DBS（Disclosure and Barraging Service）」の導入に向けた検討を行い、来年の通常国会以降、できるだけ早い時期の法案提出に向けて検討を進めている。

教育、保育等を提供する事業者は、支配性・継続性・閉鎖性という点から子どもに対する性犯罪・性暴力を防止する責務を負うと考えられるが、対象となる施設、人、犯罪歴などその範囲をめぐっては議論がある。また、適正な情報管理の確保や職業選択の自由など課題もあるが、子どもを卑劣な犯罪から守るために、より実効性を持った仕組みにする必要がある。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 障害児のデイサービス施設等を含め、対象を拡大すること。
- 2 性犯罪歴については、条例違反についても対象とすること。
- 3 子どもの人権を守るため、幼少期から包括的性教育を行うこと。
- 4 被害者の心身のケアのための支援体制を充実させるとともに、子どもに対する性犯罪の前歴のある者に対して再発防止のための施策の充実に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮下 誠

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
文部科学大臣様
厚生労働大臣様
内閣府特命担当大臣（こども政策）様

議員案第 51 号

神宮外苑再開発を止め、自然と歴史・文化を守ることを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 14 日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

水 上 洋 志

片 山 かおる

神宮外苑再開発を止め、自然と歴史・文化を守ることを求める意見書

明治神宮外苑地区の再開発計画が2022年2月9日、東京都都市計画審議会で承認された。東京都が再開発の詳細を公表したのは2021年12月14日で、縦覧期間は僅か2週間であり、情報が社会に十分共有されたとは言えない。また、再開発に伴い約3,000本の樹木が伐採される可能性があることも明らかになったが、風致地区である近隣景観への影響や、100年の歴史がある樹木の伐採について懸念の声が上がっている。計画の詳細について都民や国民への周知が十分でないままに、東京都都市計画審議会が承認を行ったとして、東京都の進め方に国内のみならず世界各国からも批判や疑問の声が高まっている。

文化遺産保護の提言などを行う(一社)日本イコモス国内委員会(以下「イコモス」という。)は、2022年12月28日に「神宮外苑地区に係わる都市計画案に関する意見書」を東京都に提出し、計画の見直しを求めた。また、イコモスは本年9月7日、危機にある文化遺産を守る目的の「ヘリテージアラート(神宮外苑地区再開発事業の撤回に向けた緊急要請)」を発出し、神宮外苑を「世界の都市公園の歴史の中でも傑出した例」と評価し、再開発について「過去100年にわたって形成され、育まれてきた都市の森を完全に破壊することにつながる」と指摘し、撤回を求めた。

神宮外苑は1926(大正15)年に完成した日本最初期の近代的な都市公園である。全国各地からの献金のほか約3,000本の樹木が献木され、ボランティアの手により造成された極めて公共性の高い公園である。今回の伐採対象の中には、造営当時に植林されたと思われる樹齢100年級のクスノキやケヤキなどの大木も数多く含まれている。外苑の緑は、大都市東京において小さな生き物たちの生息場所であり、コロナ禍を経て都民・国民・観光客らの心のオアシスとしての価値はますます高まっている。

公表された計画では、公園としての面積が3.4ヘクタール削減され、一部の高層ビルはその跡地に建つことになるが、公園の代替地の提案がなく、現在供用されている都市計画区域が除外されるなど、巨大開発最優先と言わざるを得ない。東京都は気候変動対策としても、世界からSDGsの観点でまちづくりを進めることが求められていることを強く自覚すべきである。

民主主義国家におけるまちづくりにおいて、民意はむしろその中心としてガイドラインとなるべきものであり、決して無視できないものである。その点においても当該再開発計画における市民参加は誠に不十分であり、民意の賛同が形成されているとは到底いえない。都民の声をさらに入念に聴取し、民意に沿った、自治体と都民が共に喜んで参画し盛り立てる計画に、また自然環境に負担のかからないSDGsの趣旨に沿った計画に練り直すべきである。

小池都知事はグリーンリカバリーに基づくサステナブル・リカバリーの推進を高らかに掲げている。であるならば、日本国民の伝統と貴重な財産たる森を破壊するのではなく保存活用すべきである。計画について都民の意見を十分に聴く場を設け、歴史的景観を保全し、既存樹木を大量伐採しない計画への見直しをしていくのが当然の理である。

よって、小金井市議会は、東京都知事に対し、神宮外苑地区再開発を止め、自然と歴史・文化を守ることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

東京都知事様

小金井市議会議長 宮下 誠

議員案第52号

生活保護制度の改善と貧困ビジネスの規制を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年12月14日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ
坂 井 えつ子
水 上 洋 志
片 山 かおる

生活保護制度の改善と貧困ビジネスの規制を求める意見書

2023年11月30日、名古屋高等裁判所にて、2013年～2015年に国が行った生活保護基準の引下げによる保護費の減額決定は違法である、という判断が示された。

物価高騰の影響もあり生活に困窮する人たちが増える中、生活保護基準の引上げが必要である。

また、失業者や高齢者、障害者等の生活困窮者をターゲットに、住まいの確保や就労支援などを謳い文句に勧誘して、生活保護を利用させ、都心から離れた郊外の物件に入居させて利益を得て、生活保護費を搾取するなど、新たな貧困ビジネスの被害が増えている。

居所を失い生活保護申請した場合に、無料低額宿泊所か更生施設に入所させることを東京都がルール化したこと、結果的に中間搾取を行う悪質な貧困ビジネスが入り込む余地を与えていた。無料低額宿泊所等に対する規制の実施と改善が必要である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項を求めるものである。

1 生活保護法を生活保障法へ

物価高騰に即した速やかな生活保護基準の引き上げ、土地家屋や車、預貯金など資産要件の緩和をはじめ、扶助費、住宅扶助、医療扶助等を速やかに利用でき自立しやすい制度への改善を行い、日本弁護士連合会（日弁連）が提言しているように「生活保障法」と名称変更すること。

2 新たな貧困ビジネスの実態調査と規制を

生活保護利用者でアパートを満室にして物件を転売、ウェブサイトの情報と異なる様々な費用の請求、相場よりも高い家賃の請求などの新たな貧困ビジネスが急増している。実態調査と早急な規制を行うこと。

3 福祉事務所に居宅保護の原則の徹底と無料低額宿泊所の実態調査を

居所のない状態で生活保護を申請すると、首都圏では無料低額宿泊所の入所を保護の要件とする違法対応が常態化しており、ベニヤだけで区切った部屋や保護費搾取などの環境に耐えられず施設から逃げ出す人が後を絶たない。また、「住民票のある自治体で申請して下さい」などの追い返しが続いている。福祉事務所に居宅保護の原則の徹底の指導と住居喪失の生活保護利用者の実態調査、無料低額宿泊所の立ち入り調査の実施や長期入所させない制度化、完全個室化と保護費搾取の規制などの対策をすること。

4 扶養照会の廃止を

厚生労働省の通知により、拒む人は実質的に扶養照会をしなくてもよいとされたが、扶養照会を申請の要件とする誤った対応など、困窮者支援団体には全国から相談が寄せられ、未だに改善の兆しが見えない。援助の実績がなく、親族に知られたくないと申請を妨げる要因となる扶養照会の廃止をすること。

5 福祉事務所のケースワーカーの実態調査と対策を

ケースワーカー1人当たり国基準で定める80世帯をはるかに超え、100世帯を超える自治体も散見され、適切なケースワークもできない環境となっている。実態を調査し、1人当たり80世帯以下を徹底する指導や人員配置できるような国の予算措置、福祉行政の向上に向けて各種研修や資格取得などの支援強化をすること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮下 誠

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）様

議員案第53号

パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める
意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年12月14日提出

小金井市議会議員

岸田正義

斎藤康夫

渡辺大三

パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める 意見書

世界保健機関（以下「WHO」という。）では、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO憲章第21条に基づく国際約束である国際保健規則（IHR 2005）（以下「国際保健規則」という。）を改正するとともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関するWHO条約、協定その他の国際文書」（以下「パンデミック条約」という。）を新しく制定する協議が、令和3年12月のWHO総会以降の政府間交渉会議（INB）において、同時並行で進められている。

令和6年5月のWHO総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されている。

現在WHOのウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案では、

- ・ 加盟国がWHOの勧告に従うことを予め約束し、WHOの勧告に法的拘束力を持たせる。
- ・ WHOが国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う
- ・ ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられる

以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害となり、基本的人権や国民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

しかし、日本では、これらの草案の内容や交渉過程が、国民に十分周知されているとは言い難い状況にある。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項を強く求めるものである。

- 1 現在WHO総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知すること。
- 2 議員、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様

議員案第 54 号

認知症との共生社会の実現を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 15 日提出

小金井市議会議員

清水 がく
安田 けいこ
五十嵐 京子
村山 ひでき
小林 正樹
片山 かおる

認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている現実に対して、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための、共生社会の実現を推進する認知症基本法が先の国会で成立した。現在、政府において、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立っての方針を取りまとめている。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現をという目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めて行くときである。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を、各地域で実現するため、以下の事項を強く求めるものである。

1 地方自治体への支援の強化

地方自治体における都道府県認知症施策推進計画・市町村認知症施策推進計画の策定において、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など適切な支援を行うこと。また、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置の在り方を検討すること。

2 地方自治体の組織体制の強化

地域住民に対する法の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取組を、部門間の縦割りをなくして総合的かつ継続的に推進すること。また、各自治体の施策を適切かつ的確に展開するために、認知症の本人が企画から評価まで参画できる体制の整備を検討すること。

3 認知症の人の働きたいというニーズを叶える労働環境の整備

認知症の人の働きたいというニーズを叶える環境整備も重要である。若年性認知症の人、その他の認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実し、認知症と診断されても、本人の状態に応じて、社会の一員として安心して生活できる事業者も含めた社会環境を整備すること。

4 認知症の方を抱える「ご家族」への支援体制の拡充

独居や高齢者のみ世帯が急増する中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンの介護保険サービスを24時間365日提供する小規模多機能型居宅介護サービス事業について、見守り体制の整備も含めて拡充すること。

5 身寄りのない方にも柔軟に寄り添い支える社会の構築

身寄りのない方を含め、認知症になったとしても、その状態に応じて、安全に安心して生活が出来る社会環境の構築に向け、一人一人の意思を最大限に尊重し総体的かつ柔軟に寄り添い支える、成年後見制度や身元保証等の在り方について現状の課題を整理し検討を進めること。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。

6 認知症に関する基本事項を繰り返し国民が学べる環境の整備

全ての国民が正しく認知症に向き合う社会環境を整えるために、認知症発症予防から人生の最終段階まで認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービス・地域支援を受けることが出来るのか(認知症ケアパス)、更に認知症の人を支える周囲の人における意思決定支援の基本的考え方や姿勢、方法、驚かせない!急がせない!自尊心を傷つけない!など配慮すべき事柄等(認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン)を、繰り返し国民が学べる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年月日

小金井市議会議長 宮下 誠

内閣総理大臣様
総務大臣様
厚生労働大臣様

議員案第 55 号

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 15 日提出

小金井市議会議員

清水 がく

安田 けいこ

五十嵐 京子

斎藤 康夫

渡辺 ふき子

片山 かおる

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障をきたす事態が深刻になっている。また、募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状である。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査(2022年6月)でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える格差がある。

今日、最低賃金の引上げや大手企業を中心にベースアップ（基本給の引上げ）などによって賃上げが進む中で、介護職員などへの対策は打たれておらず、賃金格差がさらに拡大している。

また、2023年8月に出された人事院勧告は民間企業の賃上げを受けてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは4月に遡って増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されない状況である。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置付けられているにもかかわらず、低賃金、人手不足による過酷な労働を強いられることが繰り返し繰り返される結果、離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなる恐れがある。

よって、小金井市議会は、政府に対し、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し生活を保障する取組を迅速に推進するために以下の事項を強く求めるものである。

- 1 医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、2024年度の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善等を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給など、地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用を推進すること。
- 3 介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置付けられており、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であることから、公営住宅の空き家の「地域対応活用」を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

内閣総理大臣様
財務大臣様
厚生労働大臣様
国土交通大臣様

議員案第 56 号

食品ロス削減への国民運動の更なる推進を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 15 日提出

小金井市議会議員

清水 がく
安田 けいこ
五十嵐 京子
村山 ひでき
小林 正樹
片山 かおる

食品ロス削減への国民運動の更なる推進を求める意見書

食品ロス削減推進法が2019年10月1日に施行され、食品ロス削減に関する普及・啓発が進められてきた。一方で、農林水産省が公表した2021年度の食品ロス量は523万トンで、その内訳は事業系食品ロス量が279万トン、家庭系食品ロス量が244万トンとなっている。

現在、世界で約8億人が飢餓に直面していると言われている中で、国連世界食糧計画（WFP）では、飢餓で苦しむ人々のために、年間480万トンの食料支援を行っており、日本における食品ロスとして、まだ食べられるのに捨てられてしまう食料が、その1.1倍以上となっているのが現状である。

また食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄における直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくはない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションとして、食品ロス削減への国民運動の更なる推進のために、以下の事項について特段の取組を求めるものである。

1 事業者と一体となったエシカル消費の普及促進

賞味期限や消費期限が近いものから選ぶ「てまえどり」など、エシカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。また、地域や事業者の食品ロスの計測・公表等の体制を拡充し実効性を強化すること。

2 食品ロス削減に繋がる小分け包装等の拡大

食品のロスを防ぐための使用量や頻度に合わせた「小分け包装」や、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長に繋がる容器・包装の改善や工夫の促進、外食産業における「小分け提供」や「持ち帰り」など、「食べきり」を積極的に進めるための取組を一層強化すること。

3 在庫食品や未利用食品の寄附の普及拡大

食品ロス防止のため、子ども食堂・子ども宅食、フードバンク等へ、企業等からの在庫食品の寄附促進や、フードドライブ（未利用食品の寄附運動）等の利活用で、「もったいない」と「おすそわけ」の好循環をつくり、国民運動としての取組を一層強化すること。

4 コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置支援

事業系の食品ロス削減と子ども食堂等への支援を行うために、企業・商店などから提供された食料品等を、地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民や団体等に提供するコムニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置や運営等への支援制度を整備すること。

5 出荷や加工前に廃棄されている地域の食材の活用

食に関わる事業者と野菜等の生産者の連携を促し、色や形における規格外品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、出来る限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などに取り組む地方自治体等の事業に対して積極的な支援を展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮下 誠

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様
農林水産大臣様
経済産業大臣様
環境大臣様
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）様

議員案第 57 号

政治資金規正法に関するパーティー券疑惑の全容解明と企業団体献金
の禁止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 15 日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ
斎 藤 康 夫
た ゆ 久 貴
片 山 かおる

政治資金規正法に関するパーティー券疑惑の全容解明と企業団体献金の禁止を求める意見書

2022年の政治資金収支報告書（総務大臣提出分）が公表された。政治資金規正法は、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるため、政治資金の収支は疑惑を招かないよう公明正大に行うことを定めている。自由民主党（以下「自民党」という。）の主要5派閥の政治資金パーティー収入（2018年～2021年）で約4,000万円もの不記載があったことが問題になり、東京地検特捜部が捜査を行う事態となっている。

この間では、閣僚が相次いで辞職することとなった。

とりわけ、最大派閥である清和政策研究会（以下「安倍派」という。）が巨額の裏金づくりをしていた疑惑が浮上した。所属議員が販売ノルマを超えて集めた分の収入を政治資金収支報告書に記載せず、議員側に還流させるキックバックが組織的に行われていたのではないかとされている。

キックバックの総額は2022年までの5年間で5億円以上にのぼる可能性があるとされている。岸田首相の派閥を含め他派閥でも同じ手法の裏金づくりがあったと報じられており、自民党全体にかかる重大問題である。

国会で岸田首相は不記載を認め、派閥ごとに説明するよう指示したと答えたが、各派閥は「事務的ミス」などと弁明している。購入した団体と派閥で事前に金額や枚数の確認をしていたとの証言もあり、報告書に記載できない裏金づくりの疑いも濃厚と言わざるを得ない。

政権与党である自民党全体にかかる問題であり、全ての派閥について調査し、その全容を国民の前に明らかにすべきである。また、いわゆる「政治とカネ」に関する重大な問題であり、脱法・違法が疑われる一連の行為を徹底的に解明するとともに、「金権政治」の根を断つことが求められる。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 岸田首相に対して、自民党における政治資金規正法違反が疑われるパーティー券疑惑を全ての派閥において調査し、全容を解明すること。
- 2 パーティー券の購入を含めて、企業・団体献金を禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮 下 誠

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
内閣官房長官様
総務大臣様

議員案第 58 号

旧統一協会の被害者救済のため、財産の包括的保全の法整備を求める意
見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 15 日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

水 上 洋 志

片 山 かおる

旧統一協会の被害者救済のため、財産の包括的保全の法整備を求める意
見書

2023年10月に世界平和統一家庭連合（旧世界基督教統一神靈協会、以下「旧統一協会」という。）に対し、解散命令の請求が行われた。被害者はその財産が被害者救済に使われず、韓国の教団本部などへ流出する恐れがあるため、財産保全の特別立法を求めていた。

全国統一教会被害対策弁護団は、今後被害総額約39億5,000万円にも上る集団交渉や集団調停申立を行うことになり、これらは更に増える可能性があると指摘している。

国会では12月5日、財産保全を見送り、民事裁判に委ねる与党など3党案が可決され、野党2党から提案された包括的な財産保全を求める修正案が否決された。

可決された3党案には、附則に3年をめどに財産保全の在り方を検討することが明記されており、提案者からは、「3年を待たず法律の規定に検討を加える」と答弁されている。

しかし、被害者が民事裁判を簡易に起こせるものではなく、裁判を起こしたとしても長期にわたる場合があり、その間に旧統一協会の財産が散逸される恐れがあることは否めない。

靈感商法等の悪質商法及び宗教問題による被害の実効的な救済のためには、当該宗教団体の財産散逸を防止しなければならず、財産保全等を現実的に可能とする仕組みが必要である。

被害者をはじめ救済に取り組む弁護士などからは、包括的な財産保全が盛り込まれなかつたことに怒りと不安の声が上がっている。

国は法案成立を受け、被害の回復に向けた実効ある対策に最大限取り組む責任と義務がある。また、修正案の審議でも法案提出者から表明されたように、3年を待たず検討することが求められている。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、引き続き被害者の救済を確実かつ実効的なものにするための財産の包括的保全が実現できるよう、迅速に検討を行うことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮下 誠

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

文部科学大臣様

議員案第 59 号

米軍横田基地所属 C V 2 2 オスプレイの鹿児島屋久島沖墜落事故に関する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 5 年 12 月 18 日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

水 上 洋 志

片 山 かおる

米軍横田基地所属C V 2 2オスプレイの鹿児島屋久島沖墜落事故に関する意見書

2023年11月29日米軍横田基地(東京都福生市など)所属のC V 2 2オスプレイが、鹿児島県の屋久島沖で墜落した。米兵8人が死亡したとされている。国内では初めての死亡事故となった。この事故でお亡くなりになった方に対し、哀悼の意を表し、その御家族並びに関係者の皆様にお見舞いを申し上げるものである。

事故機は岩国基地(山口県)から嘉手納基地(沖縄県)に向かう途中で、屋久島空港に緊急着陸するとの通報後、同空港から南東に2キロから4キロほどの海上に墜落したとみられている。間違えれば住民を巻き込む大惨事になりかねなかつた。

事故後鹿児島県をはじめ自治体、市民団体から飛行中止を政府に要請する声が上がり、日本政府は米軍に飛行中止を要請していると説明していたが、米軍は「日本政府から公式の飛行停止要請は受けていない。現時点において、オスプレイは日本で運用を継続している」として、普天間基地(沖縄県宜野湾市)、嘉手納基地(同県嘉手納町など)で飛行を続けていた。

12月6日米軍は、墜落の原因が人為的なミスではなく「機材の不具合の可能性がある」として、徹底的な原因調査と、飛行再開に向けて安全性を確保するため、全世界に配備しているオスプレイの飛行を停止したことを明らかにした。

オスプレイは開発段階から事故を繰り返し、今回の事故を除いても57人が亡くなっている。今年8月27日に米海兵隊MV 2 2がオーストラリアで訓練中に墜落した事故では3人の乗員が死亡、5人が重傷を負ったのをはじめ、昨年以降に限っても3回墜落し、12人の乗員の命を奪った。また国内では米海兵隊機、米空軍機、自衛隊機のいずれも緊急着陸を繰り返している。

オスプレイにはいくつもの構造的欠陥が指摘されているが、根本的な原因は未だに解明されず、対策も確立していないことを、米軍自身が認めている。

しかしこの間防衛省は、米軍の説明を繰り返すのみで、独自の検証もしないままに飛行を認めてきた。

よって、小金井市議会は、政府に対し、国民の安全と生命、財産を守るために、以下の事項を求めるものである。

- 1 事故原因の究明と結果の公表をすることを米軍に要請すること。
- 2 実効性のある安全対策及び再発防止策が講じられるまでの間、国内の全てのオスプレイの飛行を中止すること。
- 3 実効性のある安全対策及び再発防止策が講じられるまでの間、自衛隊のオスプレイ配備計画は中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮下 誠

内閣総理大臣様
内閣官房長官様
外務大臣様
防衛大臣様

議員案第60号

ガザ攻撃の中止と即時停戦に向けた行動をとることを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和5年12月18日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

水 上 洋 志

片 山 かおる

ガザ攻撃の中止と即時停戦に向けた行動をとることを求める意見書

イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ・ガザ地区の人道状況は、「子どもたちの墓場と化し、人々の生き地獄となっている」(ユニセフ)とも言われる深刻な危機に直面している。この人道的危機を一刻も早く止めるために、各国政府、国際機関が、「イスラエルはガザ攻撃を中止せよ」、「即時停戦を」の一点で、緊急の行動を強めることが求められている。

この間、イスラエル軍は、繰り返し大規模攻撃を行い、多数の民間人が犠牲となっている。ガザを封鎖し、電気、水、食料、医薬品の供給を妨げ、多くの民間人を死の淵に追いやっている。ガザ北部の住民に南部への移動を命じていることも、深刻な人道的災厄を招いている。ガザではすでに女性や子どもらを含む1万8,000人以上が犠牲となっていると報じられている。

イスラエルによる攻撃は、その多くが国際人道法違反であるだけでなく、その規模と残虐さからみて、ジェノサイド条約（1948年）が固く禁じているジェノサイドの重大な危険がある。イスラエルが、ハマスの攻撃に対する「自衛権」を盾に、圧倒的な軍事力を行使した報復を行い、ガザでのジェノサイドを行うことは、決して許されるものではない。

同時に、今回のガザ危機の直接の契機は、2023年10月7日のハマスによる無差別攻撃にあった。ハマスによる民間人への無差別な殺傷も国際法違反であり許されるものではない。

岸田首相の国会答弁は、国際法違反と認めず、即時停戦を求ることへの言及を避けており不十分である。

中東和平のためには、国連の一連の決議でも確認されているように、(1)イスラエルの占領地からの撤退、(2)パレスチナ独立国家樹立を含む民族自決権の実現、(3)両者の生存権の相互承認という三つの原則を踏まえた取組が必要である。

ガザの深刻な人道的危機の打開は一刻の猶予も許されない。国際紛争解決の手段としての戦争を永久に放棄した憲法をもつ国として、ガザの深刻な人道的危機を打開することを求める。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 イスラエルとハマスの双方に対し、攻撃の即時中止を求ること。
- 2 双方が、人質解放を含む即時停戦のための交渉を行うことを求ること。人道的休戦を求めた12月の国連総会決議に基づく外交努力をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

小金井市議会議長 宮下 誠

内閣総理大臣 様

外務大臣 様

議員案第61号

小金井市高齢者おむつ支給条例

地方自治法第112条及び小金井市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年12月19日提出

小金井市議会議員

た ゆ 久 貴
水 上 洋 志
森 戸 よう子

(提案理由)

おむつサービス事業における対象者を拡大し要介護者への支援の充実をはかるため、本案を提出するものであります。

小金井市高齢者おむつ支給条例

(目的)

第1条 この条例は、在宅の高齢者に対し、おむつを支給することにより、介護者等の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図り、もって高齢者の在宅生活の継続に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 おむつ支給の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる要件をいずれも満たす者（以下「利用者」という。）
を現に介護している者等

ア 65歳以上であること。ただし、40歳以上65歳未満の者であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第2号の特定疾病により要介護状態となっているものを含む。

イ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の住民基本台帳に記録されている小金井市内の住所に現に居住している高齢者で、介護保険法第27条の規定による要介護認定を受け、その要介護状態区分が要介護3以上に該当するものであること。ただし、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者を除く。

(ア) 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく病院又は診療所に入院している者

(イ) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する軽費老人ホームもしくは有料老人ホーム又は同法に基づく事業を行う施設に入所している者

(ウ) 介護保険法に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設もしくは介護医療院又は同法に基づく事業を行う施設に入所している者

ウ 失禁の状態にあること。

(2) 単身世帯に属する利用者で、市長が必要と認めたもの

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特におむつの支給が必要と認めた者

(内容、期間等)

第3条 おむつの支給は、紙おむつ、尿取りパット等を、月額8,000円に消費税額及び地方消費税額相当分を加えた額の範囲内で行うものとし、支給の開始から当該年度末までを限度とする。ただし、次年度以降継続して利用することを妨げない。

(申請)

第4条 おむつの支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定めるところにより申請しなければならない。前年度に引き続きおむつの支給を受けようとする場合も、同様とする。

（決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、おむつ支給の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（支給取消）

第6条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、おむつの支給を取り消すことができる。

- (1) 利用者が第2条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) おむつの支給を受けている者（以下「受給者」という。）から辞退する旨の申出があったとき。

（届出）

第7条 受給者は、次の各号の一に該当するときは市長に届け出なければならない。

- (1) 前条第1号に該当するとき。
- (2) 利用者の住所等に変更があったとき。

（高齢者見守り支援）

第8条 市長は、利用者に係る情報を高齢者の見守り支援等のために活用することができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。